

空き家解体に補助金！

町民皆様の安全安心の確保と生活環境の向上を図るため、老朽化して、危険な空き建築物の除却を行う方に対し、**除却費用に係る補助金額を限度額100万円に増額**しました。

1. 対象建築物

次の要件を満たす建築物が対象建築物となります。

①小値賀町老朽危険家屋除去支援事業補助金要綱に該当する建築物であること。

2. 対象者

次の①から③のいずれかに該当する方が対象者となります。ただし、①から③に該当する者であっても、当該老朽危険空き家に係る固定資産税を滞納している者は対象外となります。

① 登記事項証明書に所有者として記録されている者。

② ①の相続人。

③ ①又は②の者から対象建築物の除却についての委任を受けた者。

3. 対象工事

次の①から③の要件をすべて満たす工事が対象工事となります。

① 町内の建設業の許可などを受けた者に請け負わせる除却工事であること。

② 老朽危険空き家のすべてを除却する除却工事であること。

③ 公共事業による移転、建替えその他の補償等の対象となる工事でないこと。

4. 補助対象経費

補助の対象となる経費は建築物の解体・運搬・処分に要する費用です。

5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の10分の8又は、100万円（補助上限額）のいずれか少ない額となります。

6. 注意事項

受付期限は8月30日（火）まで、その後審査して決定します。

なお本年度は2件以内を予定しています。

老朽危険空き家



お問い合わせ先 小値賀町役場建設課 建設管理班 0959-56-3111